

定例監査の結果

1 監査の期間

平成30年10月23日から平成30年11月8日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

上下水道部 水道管理課及び水道整備課

(2) 対象期間

平成30年4月1日から平成30年9月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 水道管理課

ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いに、1者と随意契約を締結する正当な理由の記載のないものがあった。

(イ) 量水器の単価契約において、契約伺いに専決者の印がないまま契約を結んでいるものがあった。

(ウ) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものがあった。

イ 公印の使用について、決裁文書を公印管守者に提示せずに使用しているものがあった。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。

(2) 水道整備課

なし